第３３号議案

いじめを許さないまち八王子条例設定について

いじめを許さないまち八王子条例を次のとおり設定するものとする。

平成２９年２月２４日

提出者　　八王子市長　石　森　孝　志

いじめを許さないまち八王子条例

子どもは地域そして社会の宝であり、未来の八王子ひいては日本の希望である。子どもはかけがえのない存在として、その尊厳は守られなければならず、何人も子どもの人権を侵害することはできない。そして、大人は、子どものために連携し、子どもの健やかな成長に携わっていくものと考える。

大人は、自らの姿や言動が子どもの成長に影響することを認識して、次代を担う子どもの育成のために、何が必要かを考え、子どもの主体性を尊重して子どもと接し、子ども自らが成長していくことを支援する必要がある。

大人は、いじめが起こらない環境づくりに努める。大人も子どもも「いじめは、絶対に許さない。」という認識の下、いじめを見つけたときは、その行為を見逃すことなく、互いにその責務又は役割を果たすことをここに決意し、この条例を制定する。

（目的）

第１条　この条例は、いじめが、いじめを受けた子どもの人権を著しく侵害することに鑑み、いじめ防止対策推進法（平成２５年法律第７１号。以下「法」という。）の趣旨を踏まえ、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処（以下「いじめの防止等」という。）のための施策の基本となる事項を定めることにより、子どもが安心して生活し健やかに成長することができる「いじめを許さないまち」の推進を目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

⑴　いじめ　子どもと一定の人的関係のある他の子どもが行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているもの

⑵　学校　市の区域内にある学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）

⑶　子ども　学校に在籍する児童及び生徒その他これらに準ずる者として市長が認める者

（基本理念）

第３条　いじめは、子どもの健やかな心身の成長や人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある人権侵害であり、何人も、いかなる理由によっても、いじめを行ってはならない。

２　市、学校、保護者その他子どもと関わるものは、積極的に連携し、子どもが安心して生活し、学ぶことができる環境づくりに努めるため、それぞれが責務又は役割を自覚し、いじめの防止等に取り組まなければならない。

（市長の責務）

第４条　市長は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもをいじめから守るために必要な施策を総合的かつ効果的に講ずる責務を有する。

２　市長は、基本理念にのっとり、子どもをいじめから守るため、学校及び関係機関と連携した取組を講ずる責務を有する。

３　市長は、いじめが子どもの心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談体制、救済制度その他いじめの防止等のために周知が必要な事項について、広報その他の啓発活動を行う責務を有する。

（教育委員会の責務）

第５条　教育委員会は、基本理念にのっとり、市長に協力して、市立学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。

（学校及び学校の教職員の責務）

第６条　学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、いじめが起こることのないよう、当該学校に在籍する子どもの保護者及び関係機関と連携を図り、いじめの防止等に取り組む責務を有する。

２　学校には、法第２２条に規定するいじめの防止等の対策のための組織を置くとともに、学校及び学校の教職員は、相互に情報共有を図る責務を有する。

３　学校及び学校の教職員は、子どもの相談及び訴えに正面から向き合い、当該学校に在籍する子ども及び保護者が安心して相談ができる環境を整える責務を有する。

（保護者の責務）

第７条　保護者は、子どもの教育について第一義的責任を有するものであり、保護する子どもがいじめを行うことのないよう、当該子どもに対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

２　保護者は、その保護する子どもがいじめを受けたときは、適切に当該子どもをいじめから保護するものとする。

３　保護者は、市及び学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

（市民の役割）

第８条　市民（市内に在住、在勤又は在学する者並びに市内で事業活動を行う個人、法人及び団体をいう。以下同じ。）は、基本理念にのっとり、地域において子どもを見守り、子どもが安心して過ごすことができる環境づくりに努めるものとする。

２　市民は、いじめを発見したときは、市、学校又は関係機関に対し、情報を提供するよう努めるものとする。

（子どもの役割）

第９条　子どもは、互いに思いやりを持ち、自らいじめのない学校生活その他の日常生活を実現できるように努めるものとする。

（いじめの防止等に関する方針）

第１０条　市は、この条例の趣旨に基づき、いじめの防止等のための対策の推進に必要な事項についての方針を定めるものとする。

２　前項の方針は、法第１２条に規定する地方いじめ防止基本方針とする。

（八王子市子どもの安全安心連絡協議会）

第１１条　市長は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、法第１４条第１項の規定に基づき、学校、教育委員会、警視庁、児童相談所その他の関係者により構成する八王子市子どもの安全安心連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を置く。

２　連絡協議会は、次に掲げる事項について連絡、調整及び協議を行う。

⑴　いじめの防止等のための対策の推進に関する事項

⑵　いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携に関する事項

３　連絡協議会の組織及び運営について必要な事項は、市長が別に定める。

（八王子市教育委員会いじめ問題対策委員会）

第１２条　教育委員会は、第１０条第１項に規定する方針に基づく市におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うため、法第１４条第３項の規定に基づき、教育委員会の附属機関として八王子市教育委員会いじめ問題対策委員会（以下「対策委員会」という。）を置く。

２　対策委員会は、教育委員会の諮問に応じ、いじめの防止等のための対策の推進について調査審議し、答申する。

３　対策委員会は、いじめの防止等のための対策の推進について、必要があると認めるときは、教育委員会に意見を述べることができる。

４　対策委員会は、市立学校において法第２８条第１項に規定する事態（以下「重大事態」という。）が発生したときは、同項に規定する組織として同項に規定する調査を行い、その結果を教育委員会に報告しなければならない。

５　対策委員会の組織及び運営について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

（八王子市いじめ問題調査委員会）

第１３条　市長は、法第３０条第１項の規定による報告を受けた場合において、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のため必要があると認めるときは、同条第２項の規定に基づき、市長の附属機関として八王子市いじめ問題調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置くことができる。

２　調査委員会は、市長の諮問に応じ、法第２８条の調査結果について、法第３０条第２項に規定する調査（以下「再調査」という。）を行い、その結果を市

長に答申する。

３　市立学校、教育委員会その他の関係機関は、再調査の適正かつ円滑な実施に協力するよう努めなければならない。

４　市長は、第１項の調査委員会を設置したとき、及び第２項の規定による答申があったときは、市議会に報告するものとする。

５　調査委員会の組織及び運営について必要な事項は、市長が別に定める。

（人材の確保及び資質の向上）

第１４条　市は、市立学校においていじめの防止等に関する取組を推進するため、人材の確保その他必要な措置に努めるものとする。

２　市は、市立学校の教職員及び市職員に対し、いじめの防止等に関する研修及び情報提供を行い、いじめの防止等を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

３　市は、市立学校が行ういじめの防止等に関する取組について必要な調査及び検証を行い、その結果を市立学校間で共有し、それぞれの市立学校で行われる取組の充実が図られるよう努めるものとする。

（通報及び相談体制等の整備）

第１５条　市長は、いじめの防止等のため、子ども、保護者及び市民が通報及び相談を行うことができる体制を整備し、これを周知するものとする。

２　学校は、いじめの防止等に向け、専門的知識を有する者を活用し、当該学校に在籍する子どもの状況を把握するとともに、当該学校に在籍する子ども及び保護者が相談できる体制を整備するものとする。

（委任）

第１６条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行について、必要な事項は、市長又は教育委員会が別に定める。

附　則

１　この条例は、平成２９年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

２　施行日前に法第１２条の規定に基づき策定した地方いじめ防止基本方針は、第１０条第１項の方針とみなす。

３　非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和３１年八王子市条例第２９号）の一部を次のように改正する。

改　正　後

第４条　（略）

２　市の常勤の職員が特別職の職員を兼ねる場合には、当該常勤の職員に対しては、この条例による報酬は支給しない。ただし、別表第１中第７号及び**第８６号**に掲げる特別職の職員を兼ねる場合は、この限りでない。

別表第１（第２条、第５条関係）

番号	区分	報酬の額（円）	費用弁償の額
（略）	（略）	（略）	（略）
２７	（略）	（略）	
２８	**いじめ問題調査委員会委員**	**日額　12,000**	副市長相当額
２９	（略）	（略）	
３０～７２	（略）	（略）	
７３	（略）	（略）	
７４	**いじめ問題対策委員会委員**	**日額　12,000**	
７５	（略）	（略）	
７６～８１	（略）	（略）	
８２～９２	（略）	（略）	（略）

備考　（略）

改　正　前

第４条　（略）

２　市の常勤の職員が特別職の職員を兼ねる場合には、当該常勤の職員に対しては、この条例による報酬は支給しない。ただし、別表第１中第７号及び**第８４号**に掲げる特別職の職員を兼ねる場合は、この限りでない。

別表第１（第２条、第５条関係）

番号	区分	報酬の額（円）	費用弁償の額
（略）	（略）	（略）	（略）
２７	（略）	（略）	
２８	（略）	（略）	副市長相当額
２９～７１	（略）	（略）	
７２	（略）	（略）	
７３	（略）	（略）	
７４～７９	（略）	（略）	
８０～９０	（略）	（略）	（略）

備考　（略）